

プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

大屋根広場を起点としたエリアマネジメント推進方針策定業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

2,981,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 全体スケジュール

公示日	令和8年7月10日（金）
質問書提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時
参加表明兼提案書提出期限	令和8年8月3日（月）午後5時
提案審査	令和8年8月上旬（予定）
審査結果通知	令和8年8月中旬（予定）

2 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公示の日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、東広島市の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 東広島市税を滞納していないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 プロポーザル手続き等

- (1) プロポーザル説明書及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のとおり交付する。

ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市地域振興部地域政策課（東広島市役所北館2階）
電話（082）420-0401

イ 交付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月3日（月）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

(2) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

ア 提出先

3 (1) アの場所

イ 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時

ウ 提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、質問書が提出先に到達していることを電話により速やかに確認すること。

エ 質問に対する回答方法

令和8年7月20日（月）に東広島市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明兼提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

3 (1) アの場所

イ 提出期限

令和8年8月3日（月）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、3 (3) イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、プロポーザル参加表明書兼提案書等が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

4 注意事項

(1) 参加表明兼提案書の提出

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出しなければならない。なお、参加表明兼提案書は1者につき1提案とし、参加表明兼提案書を除き、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。

(ア) 参加表明兼提案書（様式第1号） 1部

(イ) 同種業務・類似業務実績報告書（様式第2号） 正本1部 副本6部

(ウ) 実績を確認できる成果品等 1部

(エ) 業務の実施体制 正本1部 副本6部

(オ) 提案書（任意様式） 正本1部 副本6部

(カ) 提案価格金額の積算内訳のわかる見積書（任意様式） 正本1部 副本6部

(キ) 東広島市の納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。） 1部

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。） 1部

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加者の負担

参加表明兼提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) その他

ア 参加表明兼提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明兼提案書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

ウ 提出された参加表明書兼提案書等は、返却しない。

エ 参加表明兼提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

オ 審査書類を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、別紙様式第5号「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

カ 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、審査総評価点の5割以上の点数であることを条件として、審査委員の協議により契約の相手方候補者として選定するかどうかを判断する。

5 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

地域振興部長

地域政策統括監

地域政策課長

ブランド推進課長

都市計画課長

西条駅前商店街振興組合代表理事

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

6 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公告に定めるとおり。

7 添付書類

(1) 公示の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 参加表明兼提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 様式類

（様式第1号）参加表明兼提案書

（様式第2号）参加表明者における同種業務・類似業務実績調書

（様式第3号）業務の実施体制

（様式第4号）質問書

（様式第5号）辞退届

8 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市地域振興部地域政策課（東広島市役所北館2階）

電話（082）420-0401、ファクシミリ（082）426-3120

メールアドレス hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp